

結城市パブリックコメント手続に関する要項

平成21年3月31日

告示第63号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程の公正を確保し、透明性の向上に資するとともに、市民参画の機会の拡大を図り、もって市民等との協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という）の策定に当たり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、当該公表したものについて意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有するもの
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ 市内に納税義務を有する者
 - カ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画及び方針の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすなど、パブリックコメント手続を経ることが適当と実施機関が認めたもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 政策等が迅速又は緊急を要するとき
- (2) 政策等の改正が軽微なとき

- (3) 政策等について実施機関の裁量の余地がないと認められるとき
- (4) 政策等について意見聴取の手続が法令により定められているとき
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
(公表時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終決定を行う前の適切な時期に当該政策等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示するものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときは、作成した趣旨、目的、背景等の市民が当該政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。
(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の担当窓口、ゆうき図書館、山川出張所、江川出張所及び結城出張所における閲覧

- 2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ、市の広報紙への掲載等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、公表の日から30日程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該政策等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見等のうち類似のものについては意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとし、意見等を提出したものに対し個別の回答は行わないものとする。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、意見等の募集期間、問い合わせ先等を明記するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等で市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は、適用しない。

付 則 (令和2年12月22日告示第218号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の結城市パブリックコメント手続に関する要項は、施行の日以後に開始するパブリックコメント手続について適用し、同日前に開始されたパブリックコメント手続については、なお従前の例による。